

1950年代台湾の法思想

Essay of the law thought in the 1950s TAIWAN

高橋 孝治*

- I. はじめに
- II. 胡毓傑「裁判実務上の台湾司法の特殊な問題」
- III. 虞舜「我が国の法律における人権保障に関する一般規定」
- IV. 丘漢平「中華民国の国体と主権論」
- V. 黄少遊「法学と法律論」
- VI. 林天予「大陸奪還前に注意すべき民事的問題」
- VII. 結びにかえて

日本には、台湾で法律に関するいかなる議論があるのかに関する資料はほとんどない。本稿は、この穴を埋めるべく1950年代に台湾で発表された法学の論文のいくつかを紹介および検討するものである。

本稿では、胡毓傑「裁判実務上の台湾司法の特殊な問題」、虞舜「我が国の法律における人権保障に関する一般規定——台湾省警務所主任の司法警察講習班の講義録」、丘漢平「中華民国の国体と主権論」、黄少遊「法学と法律論」、林天予「大陸奪還前に注意すべき民事的問題」の5編の論文について検討する。

本稿の結論としては、1950年代の台湾は誤りのある論文も相当数出回っており、学術レベルがそんなに高いわけではなく、学問も中国国民党独裁の理論づけをする道具と化しており、この点では中国共産党政権下と同様であり、さらに強力な反中国共産党を掲げていたとする。

キーワード：台湾法、台湾での法の議論、法思想史、法哲学、中華民国

* 在台湾日系調査機関研究員

※本稿で [] は直前の日本語の中国語原文を表す。

I. はじめに

台湾(国名としては「中華民国」、以下も「台湾」という)には法律に関するいかなる議論があるのだろうか。残念ながら、このような情報はほとんど日本には伝わってこない。管見の限り、ほぼ唯一伝わっていると言える情報は、鈴木敬夫(編訳)(1981)『現代韓国・台湾における法哲学』(成文堂)くらいのものである。

本稿は、この穴を埋めるため1950年代の台湾で発表された法学の論文を紹介および検討するものである。なぜ1950年代なのかと言えば、以下のような理由がある。①1950年代の台湾での法律に関する議論の資料の入手は現在一般的に困難であり、資料的価値があること。②1950年の台湾は、中華人民共和国(以下「中国」という)に対する反攻などを考えており、この時期の法思想を示すことは中台関係の変化の分析にも寄与できること。③1950年代の台湾は日本統治が終了したばかりであり、日本統治終了からいわゆる中華民国法への切り替えに関する議論は、日本法制史の研究にも一定の寄与ができること(日本統治下の台湾法は日本法制史の一部と位置づけられている)。

本稿では、1950年代に台湾で発表された論文のいくつかの要約を記し、それに評釈をするという手法を取る。本来ならば、1950年代台湾の法思想を正確に伝えるために、全文の翻訳を記したいところだが、台湾も日本も著者の死後50年は著作権法の保護を受け

るため、当該論文の著作権はまだ保護対象期間にある可能性がある。筆者は2016年1月に『法令月刊』誌の発行元である信孚文化事業有限公司に著作権関係の問い合わせをしたが、信孚文化事業有限公司も1950年代に『法令月刊』誌に掲載された論文の著作権者の所在は分からないとのことである。そこで、本稿では著作権侵害とならない程度の要約を記すにとどめる。

本稿Ⅱ.以降では具体的な1950年代台湾の論文の若干の要約を記し、評釈を行うわけだが、書誌情報は以下の通りである。Ⅱ.では胡毓傑「裁判実務上の台湾司法の特殊な問題[審判實務上臺灣司法之特殊問題]」(『法令月刊』2巻5期(1951年5月)11~12頁収録。「同タイトル(續・完)」)、『法令月刊』2巻6期(1951年6月)8~12頁収録)について要約および評釈を行う。Ⅲ.は虞舜「我が国の法律における人権保障に関する一般規定——台湾省警務所主任の司法警察講習班の講義録[我國法律關於保障人權之一般規定——在臺灣省警務處主辦之司法警察講習班講稿]」(『法令月刊』3巻5期(1952年5月)16~18頁収録)。Ⅳ.は丘漢平「中華民國の国体と主権論[論中華民國的國體與主權]」(『法令月刊』3巻6期(1952年6月)6~8頁収録)。Ⅴ.は黄少遊「法学と法律論[論法學與法律]」(『法令月刊』3巻9期(1952年9月)13~14頁収録)。Ⅵ.は林天予「大陸奪還前に注意すべき民事的問題[大陸復前應注意之民事問題]」(『法令月刊』4巻8期(1953年8月)13~14頁収録)の要約および評釈をそれぞれ行う。

II. 胡毓傑

「裁判実務上の台湾司法の特殊な問題」

胡毓傑の「裁判実務上の台湾司法の特殊な問題」という論文は以下のように日本統治終了に伴い、日本法が適用されなくなったことに対する台湾の司法実務に関して言及している。

- 日本民法は 19 世紀末のドイツ民法草案を踏襲し、資本主義的色彩が強い。これに対し、台湾民法は三民主義が立法精神の基礎にある。このため両者の中心的思想は異なっている。親族相続編についても日本民法は宗法的家族主義という封建的色彩が濃く、台湾民法とは大きく異なっている。
- 日本統治期の台湾のうち、大正 11 年(1922 年)から昭和 20 年(1945 年)10 月 25 日の台湾降伏まで台湾では日本民法が適用されていた。しかし、日台の民法の規定が異なっているため、裁判実務上いくつかの問題が生じる。なお、大正 11 年より前の台湾の民事紛争は清代の法制や台湾島独自の慣習によっていた。
- 日本統治期の台湾内の裁判所もしくは台湾から大審院に上訴された判決は、日本の各裁判所に管轄権のないもの、敗訴の理由が中華民国人であるためのもの、裁判結果が公序良俗に反するものを除いてその効力は引き続き台湾の裁判所の判決と同等の効力を持つ。
- 日本民法には、準禁治産者に関する制度があるが、台湾にはない。そのため、日本民法適用期に準禁治産者の宣告を受けていた者は、日本統治終了後、一律に準禁治産者の宣告が取り消されることになる。
- 日本民法は、総則に取得時効の規定を置いているが台湾民法は、物権の規定中に取得時効の規定を置いている。日台の取得時効の規定は大きく異ならない。しかし、日本では動産は時効期間の経過のみで所有権を取得できるが、不動産の場合は時効期間経過後に原所有者から登記を取得して所有権を得ることができる。なぜなら、日本民法の取得時効制度は、占有者が前所有者に所有権を対抗できるのみだからである。台湾で現行民法が施行されてから、まだ時効期間が経過するほどの時間が経過していないため、取得時効に関して登記が行われたことはない。しかし、台湾民法第 769 条および第 770 条の規定により登記なくして所有権を取得できる。
- 祭祀公業は、台湾の慣行となった大陸の制度で、日本統治期に台湾内の裁判所および大審院は祭祀公業を台湾の慣習と認め、慣習上の法人であり、司法上の権利義務の主体となるとも認めた。日本統治終了後も台湾の各裁判所は、この日本の取り扱いを継続したものの、祭祀公業を管理人のいる非法人団体と位置づけた。非法人団体ということは、当然に権利能力は持たず、訴訟当事者となることができない。そのため祭祀公業が訴訟対象となるときは、その管理人の名で訴訟を行い、祭祀公業が訴訟結果の執行の対象となるような実務対応が行われるようになった。
- 日本統治期末期には戦時生産増強のために、農地の売買に強い制限が課された。例えば農地の売買に農林大臣や地方行政長官の許可が必要であり、許可を得なければ、

所有権移転登記ができなかった。このため日本統治期末期には未許可での農地売買が横行し、訴訟が発生した場合には、売買の予約をしたのみであり、正式な売買契約はまだ成立していないと主張したり、強行法規違反ということで当該農地の売買が無効となったりした。日本統治終了後、許可を得ていない土地の売買で紛争が発生した場合、以下の三つの形態に分けて処理することになった。①契約締結後、代金の支払いや土地の引渡しなどが全て完了したが許可を得ていない場合、その契約は有効とする。②契約を締結し、許可申請を出したものの、許可されなかった場合、その契約は無効とし、双方は原状回復義務を負う。③契約締結後、代金の一部が支払われ、土地の引渡しも完了している場合、契約は有効とし、土地価格が高騰していた場合、未払い部分につき適切な増額分を付加した額の支払い義務を負う。

- 台湾の慣習は、福建や広東と基本的には同じであるが、日本統治により一部日本法の影響を受けることになった。「媳婦仔（そくふし）」は台湾独自の慣習である。「媳婦仔」とは、子のために将来の配偶者を養女として取ることをいい、大陸の童養媳（トンヤンシー）と基本的に同様である。台湾民法では男は17歳、女は16歳でないと婚約はできないが、媳婦仔には養女としての地位もあり、媳婦仔としての身分は違法であっても、養女としての身分は許されるものである。また、未婚もしくは婚姻を拒絶した媳婦仔も養女として相続権の主張ができる。

台湾の日本統治は、日清戦争の結果、下関条約により1895年4月17日から始まる。しかし、大正11年（1922年）に台湾統治の方針が内地延長主義となるまでは、台湾で適用される法律は、原則として台湾総督の発布する律令であり、日本内地とは異なる法律であった（後藤2009:p.10）。これにより、台湾で日本民法が適用される根拠となったのは、1922年勅令第406号であるが、これによれば日本民法が台湾で施行されたのは、1923年1月1日からである（王2010:p.282;後藤2009:p.35）。この点で「大正11年（1922年）から」日本民法が台湾で適用されていたとする胡毓傑論文には誤りがあると評価せざるをえないが、台湾で日本民法が適用されていたために起こった問題についてまとめようとしている点は評価できよう。

この中で「敗訴の理由が中華民国人であるためのもの……を除いて」日本統治期の裁判の効力が引き続き有効であると述べている。現在、日本統治期の台湾の裁判実務がどのようなものであったのかについての研究はあまりなされていないが、「中華民国人である」というだけで敗訴していたのだろうか¹。このような視点からの日本統治期台湾の裁判動向について今後の研究成果が待たれる。

また、胡毓傑論文は日本の物権変動について誤解をしている点があるように思われる。なぜなら、「不動産の場合は時効期間経過後に原所有者から登記を取得して所有権を得ることができる。なぜなら、日本民法の取得時効制度は、占有者が前所有者に所有権を対抗できるのみだからである」と述べているからである。当然のことだが、日本の取得時効は、

時効の援用さえすれば、そのみで所有権の取得をすることができる。ただし、不動産の場合、登記を得ないと前所有者以外の者には所有権を対抗することができない。このことから、確かに登記をしなければ「完全な所有権」を得ることはできないと言えないこともない。しかし、上記要約からは省略したが農地売買の制限に関して触れた部分で、「日本民法では土地の所有権の移転は、登記によることを必要とせず、登記は対抗要件にすぎない。登記は善意の第三者に対抗するためだけの要件で、土地の所有権の移転は登記せずとも買手は所有権を既に取得しているのである」と、日本の不動産所有権の物権変動について「正しく」述べている(胡 1951b:p.11)。ここで一本の論文の中で矛盾が生じてしまっている印象を受ける。なお、当時の台湾民法(中華国民民法)第769条は「所有の意思をもって、20年間平穩に繼續して他人の未登記の不動産を占有した者は、所有者から登記を請求することができる」²、第770条は「所有の意思をもって、10年間平穩に繼續して他人の未登記の不動産を占有した占有開始時に善意無過失だった者は、所有者から登記を請求することができる」と³、日本民法第162条と類似する規定となっている。ただし、台湾では不動産の物権変動は登記の移転時に発生する(台湾民法第758条)。このため「未登記の不動産が時効取得できる」と規定されているように、登記には絶対的効力があるとされ、既に登記されている不動産を時効取得することはできないとされている(朱 2004:p.417)。おそらくではあるが、日本民法でも「不動産の場合は時効期間経過後に原所有者から登記を取得して所有権を得るこ

とができる」との認識は、台湾の物権変動の規定と一部混同したものと思われる。

次に胡毓傑論文は祭祀公業についても触れている。祭祀公業とは、祖先の残した土地を後継者が共同で所有し、当該土地から発生する賃料などを祖先祭祀の費用とする中国南部や台湾で見られる慣習である⁴。そして祭祀公業を財団法人と見るのか否かについては議論があるところであるが、日本統治期には明確に財団であり、祭祀公業自体が権利義務の主体となれるとされていた(後藤 2009:p.81)。ところが、台湾人にとっては祭祀公業が人格を持っているとする観念は存在しておらず(後藤 2009:p.81)、日本統治終了後の「祭祀公業を管理人のいる非法人団体と位置づけた」とする扱いは台湾人の観念に合致したものと言える。しかし、これは祭祀公業を法人とは認めない(祭祀公業自身は訴訟当事者とはなれない)という大きな転換をしており、「日本の取り扱いを継続した」とする胡毓傑論文の評価には疑義があると言える。

そして、媳婦仔についてである。胡毓傑論文では、媳婦仔を童養媳と同様と評価している。童養媳とは、将来息子の「嫁」にする目的で安価な養女を買い、女奴隷として働かせる中国の慣習である(陳明俠 1991:p.243)。ここから、胡毓傑論文にいう媳婦仔と童養媳には養子縁組関係があるか否かに違いがあると言える。しかし、媳婦仔は養子ではないとの指摘もあり(後藤 2009:p.76)、童養媳と本当に差異があるのかについては不明確であると言える。

Ⅲ. 虞舜「我が国の法律における 人権保障に関する一般規定」

虞舜は、「我が国の法律における人権保障に関する一般規定」という論文の中で以下のように述べている。

- ・「人権」は「人としての一切の権利」を意味し、「存在されることを強制される人権」と「享有が保護される人権」の二つがある。
- ・台湾民法第6条および第7条の規定により、人権は出生前であっても発生し、死亡により消滅する。これに対し刑法では出生前の人権についても保護をしている（刑法第288条～第292条）。さらに刑法には盗掘などの罪も規定しており、死亡後にも人権保障がなされている。
- ・法律は人権保障の規定を設け、人権保障を最終目標にしている。
- ・人権侵害行為の発生を防止することが手続法の目的であるが、これは実体法にも散見される。例えば、刑法の第1条「行為の処罰は、行為時の法律により、明文の規定がある場合に限られる」、第12条「故意または過失によらない行為は罰しない。過失行為の処罰は、特別の規定がある場合に限られる」などの規定で、刑罰権の濫用を防止している。

台湾民法第6条は、「人の権利能力は出生に始まり、死亡によって終了する」と規定し、第7条は「胎児は死産でない場合は、個人の利益の保護に関しては、既に生まれたものとみなす」と規定している。しかし、虞舜論文では「人権は原則として、出生により始まり、

死亡により終了」と認識していることから、「人権」と「私権（権利能力）」を混同していると思われる。しかし、このような誤用は虞舜論文のみではなく、例えばIV.でも述べるが、「主権」と「権利能力」の混同のように、「類似している」とも評価できない異なる概念の混同が目立つ。なお、現在の台湾では人権は「狭義では自然法あるいは天賦人権の観念である」、「広義では個人の人権および集団の人権および民族の人権を包括する」と考えられており（黄炎東 2006：p.51）、狭義および広義のどちらにも権利能力の意味はない。この意味で、台湾における「人権」という語は、日本語の「権利能力」に対応しているわけではない。しかし、虞舜論文の「人権は原則として、出生により始まり、死亡により終了」との文言は、台湾民法第6条の文言とほぼ同じであり、少なくとも虞舜は人権と権利能力を同じ概念と考えていたと考えられる。また、台湾刑法（中華民国刑法）第288条から第292条には墮胎罪が規定されている。

しかし、その一方で「人権侵害行為の発生を防止することが手続法の目的」や、人権保障のために「刑罰権の濫用を防止」など、今日の人権の意味でも使われている部分があり、日本における「人権」と同様の意味でも用いている。

Ⅳ. 丘漢平「中華民国の国体と主権論」

丘漢平は「中華民国の国体と主権論」という論文の中で以下のように述べている。

- ・中国の歴史は、常に「主権在民」であった。それは、つまり為政者は民意の動向を見た

上で統治を行っていたのである。

- ・孫文は、1897年から1898年の2年間に欧米で多くの知見を得て三民主義を提唱した。この思想は憲法の基礎となったが、歴史的に見て、三民主義のうち、民権と民生思想は、中国固有の思想でもあることには疑いがない。
- ・主権の所属は民法上では「権利能力」と呼ばれ、主権の行使は民法上では「行為能力」と呼ばれる。
- ・主権在民を意味する「政治主権」の他に、主権を行使する権力である「法律主権」がある。これは、憲法を制定および修正し、国体を変更する権力をいう。中華民国の「政治主権」は国民全体に属し、「法律主権」は国民大会や国民大会によって憲法改正および制定を行うとされた機関に属する。

主権在民とは、国家の意思を最終的に決定する最高の力としての主権が国民にあるということであり、間接民主主義が想定されている（法令用語研究会（編集執筆）2006:p.487「国民主権」の項目）。そのため、丘漢平論文の言うように、為政者が民意の動向を注視していれば「主権在民」と言えるわけではない。このように述べてしまえば、中国共産党もある程度社会の動きや国民意識を見た上で統治を行っているとの指摘もあり（厳=湯浅[ほか]（編）2016:p.135）、現在の中国も「主権在民の国家」ということになってしまう。逆に言えば、1950年代の台湾の統治状況は、現在の中国と類似しているという側面を表しているようにも思える⁵。これは、主権在民を意味する「政治主権」と、憲法を制定する権力たる「法律主権」を分けて提唱している。

しかし、憲法を制定する権力こそが国民に帰属するべきであり、この「政治主権」と「法律主権」の区分についてはよく分からない。しかし、1949年5月20日より戒厳令が施行され（李=威 2009:p.63；若林 1992:p.66）、中国国民党の独裁により、憲法上規定があるにも関わらず選挙も行われていなかった当時の台湾にとって（陳建仁 2004:p.114）、「主権在民」を謳った上で、市民は憲法改正権限などもないということを示す理論的根拠が「政治主権」と「法律主権」の区分なのかもしれない。

また、孫文の三民主義とは、民族主義、民権主義、民本主義の三つの総称である。このうち、民族主義は、中国民族が自己の解放を求めることと中国国内の各民族の一律な平等を意味する（孫 2011:p.376）。民権主義とは、間接民主および直接民主を行い、国民は選挙権の他、制定、改廃、罷免の権利を持つことを意味する（孫 2011:p.378）。民生主義とは、経済の不均衡を是正することを意味する（孫 2011:p.379）。古代中国には、「選挙権」、「経済不均衡の是正」などの概念はなく、丘漢平論文の述べるように「民権主義および民生主義が中国固有の思想」であったとは考え難い。

また、丘漢平論文は、「主権」と「権利能力」を混同している。Ⅲ.の虞舜論文も「私権」と「人権」を混同しており、複数の論文がこのように書いていることから1950年代の台湾では憲法上の権利と民法上の権利を同様に捉える考え方が割と多く存在していた可能性がある。

V. 黄少遊「法学と法律論」

黄少遊は「法学と法律論」という論文の中で以下のように述べている。

- ・法学の研究には学者の価値観により多くの学派が存在する。例えば、自然法学派、分析法学派、歴史法学派などである。
- ・現在は民主の時代であり、立法も人民の大衆路線に沿ったものでなければならない。
- ・今日の我が国は三民主義の民主共和国であり、今後一切の立法は三民主義を最高の原理原則もしくは理論的基礎とし、同時に法学研究はこの理論を最も崇高なものとすることを任務とする。

黄少遊論文から読み取れるのは、中国との類似性である。例えば、IV. で述べたように、1950年代の台湾は中国国民党の独裁期であるにも関わらず、「民主」や「大衆路線」の立法を謳っている。これは、中国共産党の統治手法と同等である（鄧 1993：p.73）。さらに、「法学研究」という学術が、三民主義を崇高なものとすることを任務とすると述べるなど、三民主義を批判することが許されない、すなわち学問の自由がないことにつながっている。この点も中国共産党の統治手法と同様であると評価できる⁶。つまり、三民主義の堅持が国民に義務化されているのであり、無限定の思想の自由は認められていないと言える。

VI. 林天予

「大陸奪還前に注意すべき民事的問題」

林天予は「大陸奪還前に注意すべき民事的問題」という論文で、共産党によって奪われた大陸を奪還しなければならず、奪還した後は社会秩序をどのように回復させるか、それについて考えてみたいと以下のように述べている。

- ・共産党は唯物史観のもと、中国伝統の社会制度の徹底的な破壊を行っている。その代表例が、婚姻および家族制度である。大陸の奪還が終了したら、共産党の手法の全てを否定しなければならない。
- ・婚姻後に妻が懐胎すると婚姻関係が存続する間は、その子は嫡出子の地位を得るが、夫が懐胎期間内に妻と同居していなかったことを子の出生を知ったときから一年以内に証明した場合は、嫡出否認がなされる（台湾民法第1063条）。売買の際に買い戻しの権利を付した場合、その権利行使は5年以内に限られる（台湾民法第380条）。共産党およびロシアへの抵抗の軍事のために、これらの権利行使期間について情報を伝えることが大きく遅れている。そのため、大陸奪還前には救済がされるが、大陸奪還後には時間の経過により人民の権利は損害を被っている。
- ・時効の進行、危険負担、債務の履行などは共産党の反乱により軍事混乱が起こった後、法的手続き通りに実行できないことが多くなった。これらは大陸奪還前に解決する必要がある。
- ・中国大陸では土地改革が行われている。し

かし、これにより農民は土地使用権を持つのみとなった。中国にもう一度土地改革を起こし、農民が所有権も持てるようにしなければならない。

- ・現在の民事訴訟は三級三審制を採用している。しかし、大陸奪還前の動乱期には複雑な手続きとなっており、各地機関や自治体は調停で解決するようにするべきである。

中国は、もともと圧倒的な男尊女卑社会で、それは「妻は禿か馬鹿でなければ十分」、「めんはめしではない、女は人ではない」、「娶った妻、買った馬は自分（夫）で乗ろうが打とうが勝手」といった格言にも表れている（加藤 1994：p.28）。中国大陸の中華民国期にも男女平等の実現を目指そうとした動きもあるが、実現はしなかった（大塚 1985:p.245）。中国では一般的に男女平等が実現したのは中国共産党の方針によってであると言われてしている（張＝趙（主編）2009：p.16）。林天予論文は、当時の台湾政府の意思を忠実に表しているわけではないだろうが、婚姻および家族制度に関しても、中国共産党の手法の全てを否定しなければならない、中国共産党は伝統の破壊ばかりをしていると中国共産党の手法を全否定している。もちろん、これには1950年代の台湾では中国共産党の行うことの全てを否定しなければならないという事情があったのだろう。そうだとすると、男尊女卑的な伝統を否定しようとした中国共産党の婚姻・家族政策の全てを否定しようという意見があることは特筆に値する。また、このような主張の裏には、婚姻・家族政策上は男尊女卑的でも構わないという意見が1950年代の台湾にはあったということでもある。

林天予論文は、上記中国共産党の婚姻・家族政策批判の他には特筆するべき点はない。「損害を被っている」、「大陸奪還前に解決する必要がある」など、どのような問題が起こっているかを述べるのみで、林天予論文自身の主張があまりないからである。しかし、このような論文が出版されていたということ自体が、1950年代の台湾は本気で中国共産党の打倒や大陸の奪還を考えていたということであり、貴重な資料であると言えよう。

VII. 結びにかえて

これまで1950年代の台湾で発表された論文を5編ほど概観してきた。これらを総括すると以下のようなことが言えるのではないだろうか。

1950年代の台湾では、憲法上の権利と民事法上の権利能力を同一の概念とする「誤解」とも言える考え方がある程度見られる。また、台湾で日本民法の適用開始日に誤りがあるなど、学術論文の発表体制にかなりの混乱があったことが推察される。さらに、胡毓傑論文のように、一本の論文の中で日本における不動産物権変動における登記の効果を、所有権移転としたり、対抗要件としたりして、論文執筆現場や査読体制にもかなりの混乱があったのだろう。胡毓傑論文は、初回と（續・完）の全2編にわたる論文であるが、所有権移転と述べたり、対抗要件と述べたりしているのは共に（續・完）であり、「1編の論文」の中で矛盾が生じているのである。むしろ、1950年代の台湾とは戒厳令が発動し、蒋介石が渡ってきたばかりであり、台湾社会も相当混乱していた時期であるということは推察

できる。その混乱が学術論文の世界にも及んでいるということである。

さらに、法学研究の目的が三民主義を擁護することとしていたり、民主や大衆路線を強調するなど、現在の中国共産党政権下と同様の統治手法も見ることができる。その一方で強力な反共や大陸奪還も掲げている。

まとめると1950年代の台湾で発表された法学の論文から見ると、1950年代の台湾は誤りのある論文も相当数出回っており、学術レベルがそんなに高いわけではなく、学問も中国国民党独裁の理論づけをする道具と化しており、この点では中国共産党政権下と同様であり、さらに強力な反中国共産党を掲げていたということである。

注)

- 1 例えば、中国では2000年代になっても、「外国人である」ために理不尽な敗訴をすることがあると指摘されている（高橋2016：p.24）。このような裁判動向は日本統治期の台湾も同様なのではないかという問題である。
- 2 当該条文は、2009年1月23日に改正され、現在は「所有の意思をもって、20年間平穩、公然に継続して他人の未登記の不動産を占有した者は、所有者から登記を請求することができる」となっている（同年7月23日施行）。
- 3 当該条文は、2009年1月23日に改正され、現在は「所有の意思をもって、10年間平穩、公然に継続して他人の未登記の不動産を占有した占有開始時に善意無過失だった者は、所有者から登記を請求することができる」となっている（同年7月23

日施行）。

- 4 祭祀公業およびそれに関する議論については、後藤（2009：pp.78～83）が詳しい。
- 5 中国国民党独裁期の台湾については「国民党政権は、冷戦体制における自由主義陣営の一員として、『三民主義』という民主的イデオロギーを掲げる『自由中国』をアピールしたが、実際、台湾社会は自由も民主主義もなく、国民党という外来『国家』によって専制的に支配されていた植民地であったとも言える」と指摘されている（陳建仁2004：p.111）。
- 6 例えば、現在の中国は「四つの基本原則（社会主義の道、人民民主主義独裁、共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想）」の堅持が掲げられており、思想の解放も四つの基本原則の枠内で認められるものとなっている（石塚2004：p.32）。

【参考文献】

- 石塚迅（2004）『中国における言論の自由——その法思想、法理論および法制度——』明石書店。
- 王泰升（後藤武秀＝宮畑加奈子（共訳））（2010）『日本統治時期台湾の法改革』東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター。
- 大塚勝美（1985）『中国家族法論』お茶の水書房。
- 加藤美穂子（1994）『中国家族法の諸問題』敬文堂。
- 巖善平＝湯浅健司〔ほか〕（編）（2016）『2020年に挑む中国——超大国のゆくえ——』文眞堂。
- 後藤武秀（2009）『台湾法の歴史と思想』法

- 律文化社.
- 孫文 (2011) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言」深町英夫 (編訳) 『孫文革命文集 (岩波文庫 33-230-3)』岩波書店.
- 高橋孝治 (2016) 「中国で日本企業が経験した製造物責任法に関する訴訟の考察 (2・完)」『グローバル経営学会誌』3号.
- 陳建仁 (2004) 『台湾自由民主化史論』御茶の水書房.
- 陳明俠 (黒木三郎 (監修), 西村幸次郎 = 塩谷弘康 (共訳)) (1991) 『中国の家族法』敬文堂.
- 法令用語研究会 (編集執筆) (2006) 『有斐閣 法律用語辞典』(第3版) 有斐閣.
- 若林正文 (1992) 『台湾——分裂国家と民主化 (東アジアの国家と社会 2)』東京大学出版会.
- 鄧小平 (1993) 「解放思想, 事实求是, 団結一致向前看」王玉明 (編) 『毛沢東法律思想庫』中国・中国政法大学出版社.
- 胡毓傑 (1951a) 「審判實務上臺灣司法之特殊問題」『法令月刊』2卷5期.
- 胡毓傑 (1951b) 「審判實務上臺灣司法之特殊問題 (續・完)」『法令月刊』2卷6期.
- 黄少遊 (1952) 「論法學與法律」『法令月刊』3卷9期.
- 黄炎東 (2006) 『中華民國憲法新論』(第2版) 台湾・五南圖書出版.
- 李成武 = 戚嘉林 (2009) 『大陸台湾六十年』中国・海南出版社.
- 林天予 (1953) 「大陸收復前應注意之民事問題」『法令月刊』4卷8期.
- 丘漢平 (1952) 「論中華民國的國體與主權」『法令月刊』3卷6期.
- 虞舜 (1952) 「我國法律關於保障人權之一般規定——在臺灣省警務處主辦之司法警察講習班講稿」『法令月刊』3卷5期.
- 張偉 = 趙江紅 (主編) (2009) 『親屬法学』中国・中国政法大学出版社.
- 朱鈺洋 (2004) 『民法概要』(修訂4版) 台湾・三民書局.

